破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第２４１号
青森県三戸郡南部町大字鳥谷字中**孝**坪７番地、前住所青森県三戸郡南部町大字大向字船場平２番地３
債務者　中村　春夫
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第２４２号
青森県三戸郡南部町大字鳥谷字中**孝**坪７番地、前住所青森県三戸郡南部町大字大向字船場平２番地３
債務者　中村　律子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第２６０号
青森県八戸市湊高台２丁目13番13号　イーストハイツＢ―105、前住所青森県三戸郡階上町蒼前西２丁目９番地1252
債務者　廣川　裕子
1　決定年月日時　平成21年10月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月30日まで　青森地方裁判所八戸支部

平成２１年（フ）第２３７３号
福岡市東区箱崎５丁目４番12―1401号
債務者　濵田　洋行
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２３８７号
福岡県大野城市乙金１丁目17番６号　第２コーポ港301号
債務者　濵﨑　文子
1　決定年月日時　平成21年10月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月７日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第２１１号
群馬県太田市鶴生田町733番地126
債務者　古川　ヨイ
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２１５号
群馬県太田市強戸町1551番地２
債務者　平井　　茂
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２１６号
群馬県太田市龍舞町2614番地１
債務者　長谷川秀雄
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２１７号
群馬県太田市鳥山上町1057番地　鳥山県営住宅Ａ―15号
債務者　綿引　秀幸
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２２３号
群馬県邑楽郡大泉町城之内５丁目６番18号
債務者　中村　　洋
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第２２６号
群馬県邑楽郡邑楽町大字石打916番地７コーポ石打202
債務者　宇部留美子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　前橋地方裁判所太田支部

平成２１年（フ）第４５号
三重県南牟婁郡紀宝町神内1972番地２
債務者　福嶋　由佳
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第５５号
三重県北牟婁郡紀北町紀伊長島区海野283番地３
債務者　成川　貴子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第５６号
三重県尾鷲市賀田町972番地302
債務者　伊東　良子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第５８号
三重県南牟婁郡紀宝町井田1888番地10
債務者　生駒　　潤
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月１日まで　津地方裁判所熊野支部

平成２１年（フ）第１１６号
三重県志摩市磯部町渡鹿野21番地
債務者　北岡　真一
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第１１７号
三重県鳥羽市相差町1522番地40
債務者　鷲埜　重雄
1　決定年月日時　平成21年10月13日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月２日まで　津地方裁判所伊勢支部破産係